

掲示文書一覧(市長分)

令和8年3月18日

種別	番号	題名	主管課
規則	15	保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則	保健所総務課
告示	113	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について	環境政策室
公告	94	令和8年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	労働政策課
公告	95	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	96	道路の位置の指定の取消について	建築指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 15 号

令和 8 年 3 月 18 日

姫路市長 清 元 秀 泰

保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

第1条 保健所長に権限を委任する規則（平成18年姫路市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第19号中テをナとし、イからツまでをエからトまでとし、アの次に次のように加える。

イ 法第6条の8第1項の規定に基づき必要な報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。

ウ 法第6条の8第2項の規定に基づき中止又は是正を命ずること。

第1条第26号コ中「第15項」を「第13項」に改め、同号サ中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

第2条 保健所長に権限を委任する規則の一部を次のように改正する。

第1条第19号オ中「第8条」の次に「第1項及び第2項」を加え、同号ソ中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号ツ中「又はその」を「若しくはその閉鎖を命じ、又はオンライン診療受診施設の」に改める。

第3条 保健所長に権限を委任する規則の一部を次のように改正する。

第1条第26号コ中「第13項」を「第14項」に改め、同号サ中「第14条第14項」を「第14条第15項」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第3号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

(3) 第1条中保健所長に権限を委任する規則第1条第26号コ及びサの改正規定
令和8年5月1日

(4) 第3条の規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

姫路市告示第 113号

令和 8年 3月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、告示の日から3週間、姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目1番地）において縦覧に供する。

記

申請の概要

(1) 申請者

姫路市林田町六九谷681

ヤエガキ醗酵技研株式会社

代表取締役社長 長谷川 雄介

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

姫路市安富町塩野216-1

ヤエガキ醗酵技研株式会社 安富工場

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設		
種類	第30号ハ 発酵工業の用に供する遠心分離機		
台数	1基		
能力	2,000L/時間		
工事着手予定年月日	令和8年9月15日		
工事完成予定年月日	令和8年10月15日		
使用開始予定年月日	令和8年10月16日		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	6:00~22:00 16時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区分	通常	最大
	汚水量 (m ³ /日)	12	16
	pH	6.0~8.0	5.8~8.2
	BOD (mg/L)	18,000	26,000
	COD (mg/L)	13,800	15,000
	SS (mg/L)	5	10
	T-N (mg/L)	800	1,200
	T-P (mg/L)	18	20

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和 8 年 3 月 18 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 8 年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託に
係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託

(2) 業務の概要

外国人留学生の本市での就職・定着を促進するため、外国人留学生と市内を中心とした企業とのマッチング機会を創出するとともに企業の魅力をPRするための合同企業説明会を開催する。

(3) 履行場所

姫路市内ほか

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(5) 提案上限金額

9,900 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、令和8年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

令和8年度姫路市外国人留学生向け合同企業説明会実施業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032887.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2094

姫路市公告第 95 号

令和 8 年 3 月 18 日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和 7 年 10 月 15 日

姫路市指令土 第 1 - 47 号（25）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市書写字釜ヶ口 2616 番、2617 番 1、2617 番 2 の一部、2617 番 3 の一部、2618 番 2 の一部及び 2616 番地先里道

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市土山七丁目 6 番 10 号

株式会社住宅情報センター

代表取締役 砂町 博武

姫路市公告第 96 号
令和 8 年 3 月 18 日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定の取消について

下記のとおり道路の位置の指定を取り消したので、姫路市建築基準法施行細則（昭和46年姫路市規則第18号）第15条第2項の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	取消番号	指定取消年月日	指定道路の位置	取消部分	取消面積
法第42条第1項第5号	36-806	7-3	令和8年 (2026年) 3月17日	姫路市白国三丁目89 2番2及び892番2 地先里道の各一部	一部	68.00 m ²